

令和 8 年 8 月 2 5 日 招 集

第 5 回天草市議会（定例会）追加議案書

（その 2）

天 草 市

令和 8 年第 5 回天草市議会（定例会）追加議案 （その 2）

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 1 0 号	専決処分事項の報告について	令和 8 年 9 月 1 5 日		
報告第 1 1 号	専決処分事項の報告について	〃		
議第 8 2 号	損害賠償の額の決定について	〃		
議第 8 3 号	令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 6 号）	〃		
議第 8 4 号	令和 8 年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）	〃		
議第 8 5 号	令和 8 年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃		
議第 8 6 号	令和 8 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃		

報告第 10 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 8 年 7 月 13 日（月曜日）
午前 9 時 40 分頃
- 2 事故発生場所 天草市今釜町 10 番 43 号（本渡北地区コミュニティセンター駐車場内）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が後退したところ、
駐車中の相手方車両に接触し、双方の車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 213,493 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議
及び請求の申立てをしないこと。

報告第 11 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 8 年 7 月 6 日（月曜日）
午後 0 時頃
- 2 事故発生場所 天草市東浜町 7 番 1 号
- 3 和解の相手方 天草市在住者
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方が本市が天草市紙類回収ステーションとして設置している物置のスライドドアを閉めようとしたところ、当該スライドドアが脱落し、相手方が負傷した。
- 5 損害賠償の額 41,210 円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 8 2 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 損害賠償の相手方 天草市在住者
- 2 損害賠償の額 1 3, 2 7 5, 3 7 2 円
- 3 事故の概要 令和 6 年 7 月 8 日に天草市立牛深市民病院において、右上肢皮下腫瘍摘出術を施行した際に執刀医が神経を損傷し、相手方の右手に後遺障害が残存した。

（提案理由）

病院事業における 3 0 0 万円を超える法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 2 項並びに天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 1 年天草市条例第 8 5 号）第 8 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 8 3 号

令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 8 年度天草市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,682 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,023,921 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,438,912	34,682	4,473,594
	2 基金繰入金	4,382,775	34,682	4,417,457
22 市債		4,879,400	15,000	4,894,400
	1 市債	4,879,400	15,000	4,894,400
補正されなかった款項に係る額		52,655,927		52,655,927
歳入合計		61,974,239	49,682	62,023,921

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農林水産業費		2,660,336	30,000	2,690,336
	3 水産業費	876,473	30,000	906,473
10 災害復旧費		4,917,126	19,682	4,936,808
	1 農林水産施設災害復旧費	492,060	2,837	494,897
	3 文教施設災害復旧費	2,256	16,845	19,101
補正されなかった款項に係る額		54,396,777		54,396,777
歳出合計		61,974,239	49,682	62,023,921

第2表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	1,495,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	1,510,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 8 4 号

令和 8 年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度天草市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	4, 280, 350 千円	14, 156 千円	4, 294, 506 千円
第 2 項 医業外収益	1, 004, 051 千円	14, 156 千円	1, 018, 207 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	4, 403, 489 千円	14, 156 千円	4, 417, 645 千円
第 1 項 医業費用	4, 357, 433 千円	14, 156 千円	4, 371, 589 千円

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 8 5 号

令和 8 年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度天草市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9 2 9, 9 6 4 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7 9, 0 7 7 千円及び過年度分損益勘定留保資金 8 5 0, 8 8 7 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9 2 9, 9 7 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 0, 5 6 0 千円及び過年度分損益勘定留保資金 8 4 9, 4 1 7 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	605, 319 千円	16, 300 千円	621, 619 千円
第 1 項 企業債	407, 600 千円	14, 300 千円	421, 900 千円
第 3 項 補助金	6, 666 千円	2, 000 千円	8, 666 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	1, 535, 283 千円	16, 313 千円	1, 551, 596 千円
第 1 項 建設改良費	905, 169 千円	16, 313 千円	921, 482 千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第1表 企業債補正」による。

令和8年9月15日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 企業債補正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	14,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の見直しを行っ た後においては、当該見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議第 8 6 号

令和 8 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度天草市の下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（資本的收入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 5 6 7, 7 1 0 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 6, 5 9 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 3 6 7, 6 4 7 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1 4 3, 4 7 3 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 5 7 7, 7 1 0 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 7, 4 9 9 千円、過年度分損益勘定留保資金 3 6 7, 6 4 7 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1 5 2, 5 6 4 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1, 588, 283 千円	10, 000 千円	1, 598, 283 千円
第 1 項 建設改良費	1, 063, 368 千円	10, 000 千円	1, 073, 368 千円

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

天草市長 馬場 昭治